

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱

平成27年6月25日

告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与するため、太陽熱利用システムを設置する者に対し、予算の範囲内においてその設置費用の一部を補助することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる太陽熱利用システム（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯又は冷暖房等に利用する太陽熱利用システムであること（ソーラーシステムに限る）。
- (2) 補助事業の完了後において補助金の交付を受けた者がその所有権を有することとなるものであること。
- (3) 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次表に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた者は、同一年度内において再度の補助金申請を行うことはできない。

区分	補助対象者の要件
----	----------

太陽熱利用システム	<p>1 大田市内に自らが所有（固定資産税の納税義務者となっている場合及び所有者の同意を得た借家人を含む。）し、居住（申請者が単身赴任のため一時的に市外に居住し、配偶者又は生計を一にする子若しくは父母が申請者の住宅に居住する場合も含む。）する家屋又は自らが居住するために新築し、若しくは購入する家屋（店舗兼併用住宅を含む。）に、新たに太陽熱利用システムを市内業者（大田市内に事務所等を有する業者をいう。）との請負契約及び施工により設置する者</p> <p>2 市税等を滞納していない者</p>
-----------	--

（補助金の額）

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次表のとおりとする。

区分	補助対象経費	補助金額
太陽熱利用システム	<p>補助対象設備の設置に直接関係する経費で、次に掲げるもの（ただし、国の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額）</p> <p>1 太陽熱利用システムを構成する次に掲げる機器の購入費</p> <p>ア 太陽熱利用システム本体（集熱パネル、貯湯ユニット、ヒートポンプ、熱交換器等）</p> <p>イ 附帯機器</p>	<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切捨て）。ただし、20万円を限度とする。</p>

	ウ 架台	
	エ 配管及び配線等部材	
2	太陽熱利用システムの 設置に係る工事費	

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象に係る設置工事の着工前に大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金実績報告書（様式第3号）を、当該補助事業の完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第9条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対しては、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(取得財産の管理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、最良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿ってその適正な運用を図らなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、天災地変等により当該補助対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(報告)

第12条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、補助対象設備を稼働した翌月から、稼働前1年間と稼働後1年間の電気、ガス、灯油等の使用状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大田市長 様

〒 -

申請者 住所

氏名

電話

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称		大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金	
太陽熱利用システムの設置場所			
太陽熱利用システム設置に係る経費 【A】 + 【B】		円	
太陽熱利用システム設置に係る経費内訳			
項目		金額 (税込)	備考
補助対象経費	太陽熱利用システム設備本体 (集熱パネル、貯湯ユニット、 ヒートポンプ、熱交換器等)	円	
	附帯機器	円	
	架台	円	
	配管及び配線等部材	円	
	設置に係る工事費	円	
	小計【A】	円	
補助対象外経費		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	小計【B】	円	

(次頁へ続きます)

補助金の交付申請額	【A】×1/3 (千円未満切捨て、上限20万円)		円
太陽熱利用システムのメーカー名			
集熱器の面積	㎡		
契約業者	所在地		
	会社名		
施工業者	所在地		
	会社名		
補助事業の着手及び完了予定年月日	着手	年	月 日
	完了	年	月 日
備考			
添付書類 1 工事見積明細書 2 資金計画書 3 設置場所の位置図 4 太陽熱利用システム配置予定図及び集熱器配置予定図(平面図)	5 工事着手前の写真 6 滞納のない証明 7 設置承諾書 (設置する住宅の所有者と申請者が異なる場合) 8 その他市長が必要と認める書類		
※申請事項審査結果(担当課)			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第 2 号(第 6 条関係)

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付決定通知書

指令 第 号
年 月 日

申請者 住所
氏名 様

大田市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

補 助 金 の 名 称	大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金
交 付 決 定 額	円
交付条件 1 交付の目的以外に使用してはならない。 2 事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認をうけなければならない。 3 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認をうけなければならない。 4 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認をうけないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 6 (事業別特記事項) ※この補助金は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。	

様式第3号(第7条関係)

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様

〒 -

申請者 住所
氏名
電話

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称			
大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金			
太陽熱利用システムの設置場所			
太陽熱利用システム設置に係る経費			
円			
補助金の交付決定額			
円			
契約業者	所在地		
	会社名		
施工業者	所在地		
	会社名		
太陽熱利用システム設置工事 の着手及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
備考			
添付書類		※報告事項審査結果(担当課)	
1 収支決算書又はこれに代わる書類			
2 完成写真			
3 工事請負契約書の写し			
4 その他市長が必要と認める書類			

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号(第8条関係)

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金確定通知書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

大田市長



年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金		
補助金の交付決定額			円
補助金の交付確定額			円

※この補助金は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。

様式第5号(第9条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所
氏名
電話

大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり請求します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市太陽熱利用システム導入促進事業費補助金		
補助金の額	交付決定額		円
	交付確定額		円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類			
1 補助金振込先の口座番号及び口座名義が分かる書類（通帳の写しなど）			

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)